

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）4 月 2 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(1) 附則第 4 条から第 4 条の 3 までを次のように改める。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 4 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた第 28 条の 3 第 1 号に規定する損失の金額として、同条の規定を適用することができる。この場合において、同条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係る同条の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 28 条の 3 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同条の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第30条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条の2 市長は、平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この項において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として法附則第4条の5第3項の政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第28条の3（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成29年から令和8年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして法第314条の2第1項第2号の政令で定めるものの対価をいう）」とあるのは「特定一般

用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）」とあるのは「12,000円」と、「200万円」とあるのは「88,000円」として、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

第4条の3 削除

(2) 附則第4条の11の次に次の5条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第4条の12 令和6年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、法附則第5条の8第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者（以下この条から附則第4条の16までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第28条の4、第28条の6から第28条の9まで並びに附則第3条の3第2項、第4条の4第1項、第4条の6の2第1項、第4条の7及び第4条の10第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、法附則第5条の8第2項に規定する個人の住民税の所得割の額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）から法附則第5条の8第2項に規定する道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には、

特別税額控除対象納税義務者の第28条の4、第28条の6から第28条の9まで並びに附則第3条の3第2項、第4条の4第1項、第4条の6の2第1項、第4条の7及び第4条の10第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額に相当する金額とする。

- 3 前2項の規定の適用がある場合における第28条の7第4項、第33条の4の5第1項及び附則第4条の7の規定の適用については、第28条の7第4項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第4条の12第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第33条の4の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の12第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第4条の12第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例）

第4条の13 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の2の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税（第33条の4の2第3項及び第36条の10の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市民税」という。）の第32条第1項本文に規定する納期における徴収については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市民税の額をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の

額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期（第32条第1項に規定する第1期の納期をいう。以下この条及び附則第4条の15において同じ。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第2期（同項に規定する第2期の納期をいう。以下この条及び附則第4条の15において同じ。）、第3期（同項に規定する第3期の納期をいう。以下この条において同じ。）及び第4期（同項に規定する第4期の納期をいう。以下この条において同じ。）においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、第1期において徴収すべき税額はないものとし、第2期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第3期及び第4期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、第1期及び第2期において徴収すべき税額はないものとし、第3期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第4期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、第1期、第2期及び第3期におい

て徴収すべき税額はないものとし、第4期においてはその者の普通徴収の個人の市民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「当該個人の市民税額」とあるのは、「附則第4条の13第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税（第1期から第33条の4第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第4条の14 附則第4条の12の規定の適用がある場合における第33条の3第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第4条の15 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の4の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第30条第1項第1号に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の徴収及び第33条の4の2第3項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第4条の12の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の4の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。

以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。))をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分普通徴収金額」という。))に満たない場合には、第1期においてはその者の第1期分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、第2期においてはその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分特別徴収金額」という。))に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において

第33条の4の3に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第3項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の第1期分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第1期において徴収すべき税額はないものとし、第2期においてはその者の第1期分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第1期及び第2期において徴収すべき税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第1期及び第2期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第1期及び第2期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の4の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第4条の15第1項各号の規定により特別徴収の方法によつてそれぞれ徴

収するものとされている額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の4の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収

金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の4の5第2項の規定により読み替えられた第33条の4の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の4の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第4条の15第3項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税を第33条の4の6第1項又は法第321条の7の9第2項その他法附則第5条の11第5項の政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の16 令和7年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第28条の4、第28条の6から第28条の9まで並びに附則第3条の3第2項、第4条の4第1項、第4条の6の2第1項、第4条の7及び第4条の10第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、法附則第5条の12第2項に規定する個人の住民税の所得割の額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円から同条第2項に規定する道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には特別税額控除対象納税義務者の第28条の4、第28条の6から第28条の9まで並びに附則第3条の3第2項、第4条の4第1項、第4条の6の2第1項、第4条の7及び第4条の10第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額に相当する金額とする。

(3) 附則第5条を次のように改める。

第5条 削除

(4) 附則第6条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6号アの表中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年条例第16号」を「令和6年条例第 号」に、「令和3年改正前の税条例」を「令和6年改正前の税条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「令和3年改正法」を「令和6年改正法」に、「令和3年改正前の法」を「令和6年改正前の法」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度分」を「当該年度の前年度分」に、「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（イにおいて「令和4年改正前の法」という。）」を「法」に改め、「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の法（イにおいて「令和5年改正前の法」という。）第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の税条例」を「令和6年改正前の税条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の法」を「令和6年改正前の法」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度

分」を「当該年度の前年度分」に、「令和4年改正前の法」を「法」に改め、「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第8号中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改める。

- (5) 附則第6条の2の見出しを「（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項の表以外の部分中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項の表第1号の左欄中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表第2号の左欄中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表第3号の左欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表第4号の左欄中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表第5号の左欄中「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」

を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表第6号の左欄中「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

(6) 附則第7条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6項第1号中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第2号中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号ア中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号イ中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同項第3号中「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号ア中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号イ中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第4号中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(7) 附則第7条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和3年改正法附則第14条第1項」を「令和6年改正法附則第21条第1項」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第3項

中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度の宅地等」を「令和6年度の宅地等」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度の宅地等」を「令和7年度の宅地等」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度の宅地等」を「令和8年度の宅地等」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和3年度、」を「令和6年度、」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「第2項に規定する」、「(以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）」、「(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）」及び「(以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）」を削る。

(8) 附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

(9) 附則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

(10) 附則第12条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和3年改正法附則第14条第1項」を「令和6年改正法附則第21条第1項」に改める。

(11) 附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年

度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

(12)附則第15条の3の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条第3項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項及び附則第4条の6の2第1項」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(13)附則第15条の4の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条第3項第3号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項及び附則第4条の6の2第1項」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(14)附則第16条第3項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項及び附則第4条の6の2第1項」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(15)附則第18条第2項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項及び附則第4条の6の2第1項」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(16)附則第18条の6第2項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項及び附則第4条の6の2第1項」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(17)附則第18条の8第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(18)附則第18条の8第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(19)附則第18条の9第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

(20)附則第18条の9第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の12及び第4条の16の規定の適用については、附則第4条の12第1項及び第4条の16第1項中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、附則第4条の12第2項及び第4条の16第2項中「所得割の額に」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額に」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税、固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税、固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、定額減税の実施のための所要の措置を講ずるほか、固定資産税及び都市計画税について、土地に係る現行の負担調整措置を令和8年度まで3年間延長する等のため、本案を提出する。